



編集発行

TOUGH SHOP 広島 代理店 株式会社ハンズ

₹730-0051

広島市中区大手町3丁目7-2 TEL. 082(544)6311 FAX. 082(544)6312

メタセコイア

◆ 11月の税務と労務

- 国 税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請

11月17日

国 税/所得税予定納税額第2期分の納付

12月1日

国 税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

12月1日

国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の

中間申告(年3回の場合) 12月1日 国 税/3月決算法人の中間申告 12月1日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 12月1日

地方税/個人事業税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日 24日・振替休日

	一月一	一火一	水一	一 木一	金	-
•	٠	٠	٠	٠	٠	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	<i>29</i>
<i>30</i>	۰	۰	٠	٠	٠	•

※税を考える週間 11月11日~11月17日



税を考える週間 税の役割や意義を理解し、納税意識を高めることを目的とした啓発活動が「税を考える週間」です。毎年この時期には各地で税に関する様々な広報イベントや講演会が開かれるほか、児童・生徒から募集した税に関する作文や書道、標語などの作品展・表彰式、税務行政への功労者に対する納税表彰なども行われます。



一最近 あ 0 会社、 急成長して 41

はい 「どんどん利益を上 る、 周り または、 からそんな風に思 思っていること げて e s わ る れ 7

らず、利益を上げる一方、コ実は本当に成長しているとは あ りませんか 発生していて経営 1難の 可

> 断し見極めるために、能性もあります。しつ をしてみましょう。 しっ か

性 分析とは

びても利益な だけでは測な いいます。な ストが発生しのための研究 投資や新たな人材の 間 0 長 益を伸び につ 営拡 研究費など何らなにな人材の採用、 ぬれません。 成長性は売り しています。 11 にばすための恐ょせん。売上が いて表し たも 上

いえないでしょう。このような20%の成長率でも市場が50%とき成長しているなら、成長とは考慮も必要です。自社が前年比また、取り巻く環境に対する るうえで重要です。 分を考慮し分析を行うことが、 企 3%の成長率でも市場が50%と意も必要です。自社が前年比また、取り巻く環境に対する 業の成長性を本質的 見判断することができない部 に確認す

指します。算出データを伝総合的に判断し分析するこない部分も考慮に入れ、多 をみて判断 などを用 較することで成長度合いを知る 成長性分析」は、 いて売上高や利益だけ しただけでは 断し分析することを 「データを毎年比 財 はわから 務 の角的、 諸 表

す。

前期と比較して、 長性分析で代表的

売上高が

成長性分 りと判

長性 分析 0 目

ませやが 将来、企業がどれ、 です。 業の伸びしろを知ることが目 や拡大性があるのかを判断 長性 企業がどれくらいの安定 分 析を行うことは、 成長 あ りません。 伸び率を 企 的

がる対策を具体的に考えますして、事業拡大や利益向上に 売 |上高や利益などの数| んでは利益として手元に残る 売上 本は少なくなるといった経営 って、それに伴ってコストが 高 が伸びているからと データと現 です。 を比 分析 在 繋較の

析を行うことが大切です。 利用して、 性を見極めます。 さまざまな側面から企業の成長 成 長性 分析を行うにあたって、 高増 多角的な視点から分 加加 複数の指標を

ことができます。

0 前 ポイント 問期売上· ŏ 前

売上高増加率と合 することが重 0 わ せ 7

照

利益×1

0

当

前 期

期 経

経 常

常利

売上高、経常利益がともに プ⇒優良な経営状態 上高 アップ、 経常利 益 ダ ゥ

営業利 . 益増 加

⇒コストの見直し

が

必

要

知る指導 0) である「営業利益 ジ差が出 業が本業で生み 標です。 やすいのが特徴です。 企業による数値 0) 出 伸び した利益 |率を

売上高増加率= 指標となります。 どれぐら 11 伸 び · (当 た か R売上高 日期売上記 を判 断 高 す Ź

期

高)

÷前期

×

前 期 助より − ⇒衰退助より + ⇒成長

なく、 を見ることがポイントです。 数年間単位のデータ推 年の デー タ で 移

| 益 – 前期経常利益) | 経常利益増加率 = (伸び率を知 企 利益 の本 であ な指標 ·業 以 Ś 外の 加 です。 経 常利 利益 b 企 益 業皿のの

利益 1 × 1 前 期 0 益 Ш 当 ÷ 期 前 期 営 業 営 業利

が値が マイ ナ ゙ス⇒ 経 営 悪 化

ポイント テコ入れが必要です。 状 0 態 0 を意味し、売上アップ % は た 前期営業利益 とえば、 マ 血を失っ 1 ナ ス

総資本増加 率

くら **|標です。** |らい増加したかを知るため 前 期と比較し、 総 資 本 がど 0) n

前 総資本増加 1 期総 0 資 (本) 率 \parallel ÷ 前 当 期 |期総 総 資 資 本本 ×

プラスが続くことが望ましく、 が大きいほど伸び率 が 高

ポイント 1) 企 で 債 資 ず。 業の す 経 高い指標となる可能性も も含まれるため、 本だけでなく借入金などの るとよ 営への影響は大きく 純 資産増加率を合わ 安定度を下げる原 負債の返済年数が長い 資 でしょう。 本 増 負債 加 率 、なり の増 せ に て あ は ま な ح り加 負

産 煙加

資 本 から負債を差 L 引 11

> 加に率同 額 産を確 であ めるため 定は自 する 己 一自 資 た 具本り 8 己資本は 0) 指 増的 で

残高し 純資産増 」とも呼ばれます。 前 即期末純資産残烹増加率 = (当期古 高 末 純 資 ÷ 前産

期末純資産残高×1 0 0 は 良 好

前期よりに 数値が高 期より低い⇒経営 り低い⇒経営状態は 不安定

6 従業員増加 率

業 の 従 数× 1 I 従業員増加率= 前期従業員 成長性を判断する指標です。 業員数の増減数を利 0 (数) ÷ (当期従業員数 ·前期 崩 L 企

規顧客数×

1

0

0

従業員数増 売上 一高も増 加 \downarrow 加 事 業 規 模 拡

し総合的な分析を行いましょう。性もあるため、他の指標も併用業の成長率を判断できない可能なります。この指標だけでは企 員数は減少する反比例の結果とえています。その場合は、従業ることで人員削減する企業も増 ポイント 設 備 投 資 を す

株 当 コたり 、当期 純 利 益

(7)

企の 業の発行する一 略)と表記されることも多 Е P ഗി (Earnings Per Share 株当たりの利

> 済 利 役 5株式数 ÷ 普 つ指 を ・普通株式の期内コたり当期純利益 示 す 指 で す 標です。 中益 苸 Ш 対 均当 外 発期 的 行純 13

い⇒外部から 株当 一たり 0) の当期 純 価 が利 高 益 が 11 高

8 新 規 **风顧客增** 加

客数 - 前期新規顧客語 加率 = (する指標です。 顧 客 の増加から 成 **金** 数) 長 期 性 新 ÷ を 前 規 判 期顧 断

併 ポイント 合なども 用すること あるため、 IJ ِ ا が 必要で 1 客 他の す。 が 指標 多 L١ 場 ح

顧 客単 価

顧客単価 瀬客1 客数 客1人当 | 入額を表す指標です。 当 たり 期 総売上 が 1 高 口 で支払 ÷ 総 顧

ても ポイント めに重要な指標ですのが上がります。事業安 的 に 見 顧客単価が増加すれば売上 直しましょう。 記 8 事業安定化のた に 変 で、 化 が なく 定期

労 働 生 産性増 加 率

従 業員 1人当たりまたは 1 時

> 生 労 値 間 産生 を判 産 1 断 ŋ する 前 性 É 関労働がる指標で 生 み 標 出 生 Ш で さ (当期 産 す n る 性 付 労 ÷ 加

労働

生

産

性

X

1

0

前働

価

ポ い齢 で生産 イント る今、 化、人手不足が課題 性 大切な指標といえま が上がります。 1) ほど少な となって 少子高 い労 す。 力

析 手 法 と活 用

で比較する伸び立る対前年度比率、 す。 去数年間の正確な知 などの分析手法があります。年度と比較する対基準年度比 して分析します。 当期 さまざまな指標から複合 主に な把 デー · 前 0) 把握が難しい. 期と当期 データから分析し 率、 率、 前 前 基準年度比率 特定の基準 特定の基額 が対し、対対 ま 態 過

タも比 向 立 をまとめ を知るために競 てやすくなります。 し、自 長性 通 っておくと、 自社の経営 分析を行うこと 対象となります 経営状態 合他 成長計 市場 0) 推移に 画も 0) 動 事

インボイスの交付 迷いやすいポイント

、上に係っています。 そられています。 もれて、税が累積 は、別段階

一に係る消費税額ています。具体的

から、

よ書

面

Ć

なく

電

子 つ

1 7

夕

ンボ だけ

イス

交付

ŋ

供

することも

5

、ます。

1

ン

ボ

オ

ス

を

電

デー

することとして

11 子 納 税 1 消ら

ま

ず。 費者

生

一産や

通など

重

 \equiv

L な

1 重 流 L 課

仕組み

消

が負担

事業者

・ビス

0)

提

供

な

税さ

n

税

は ま

商

品

眅

取引し

取費扱らせかこり税いのららと 9 て 2 を質問 れはか動 0) 一げます ハインボ 7 数らい 税 形 年 ょ い々 0) たも国 まの 態 が 1 質のは経 1 す のを中心のを中心ののを中心ののを中心ののを中心ののを中心ののですがあれば、 問 間 さき ス 13 L 1 らざま まし Ł 度 ス 一は、一段 事 に 制 たに 業者 らであ 0 庁 度 こに あ が 11

て消取れ寄等る経始

照納除課課がさのがるサ 税仕売 税 額 御を計算します。 【図1 下「仕入税額控除」)し 入等に係る消費税額を 1 て、

そ の仕 金 税 額 が 額 適格請 正し 控 除 いことを確認 をするためには 求書 以 下 イ

書類で データ スに など タを なりま 0) で 名あ所 イン 称を問いいま 項 L 額等を伝えるも らす。 を問 が記 て、 で問わずの事項がます。 の保 ボ イス 正 正確な適用税売れるは、売手が必要によ ず イ 納品に 0) ボ 類 た限 B 率 がな

【図1】 消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ

消費者が負担する

消費税額は50万円 製造業 卸 消費者 売業者 売業者 稅 抜 200万円 抜 300万円 抜 500 万円 税 20 万円 消費税 消費税 30万円 消費税 50 万円 合計で50万円納税されている

ように書

行

などの古などの古

担等にを

気用として

るもの

ちに

で 記 る の 料

20 万円を納税 20 万円-0円

消

費

税

0)

1

ン

ボ

1

ス

制

度

ボ初

ース制

度消

NO

て仕

簡組

単み

おイ

や以10

イ

ン かイ

いボら

ス

仕

入 そ 5

てれれ年

原な

て イ

降月イ

1

日ボ

え制

ターは

1 原なし、 ン

ス

令

和

に غ

費

税 つ

1 め

> 10 万円を納税 30万円-20万円

に対して合には、 場合

地取問

位引の

は、

題

ح

ようなけん。ただれ

上

場合の

な手

数

など

0)

を

め

優

越

的

地

位 負に

ぎし

問 0) 担

ح 用求

な

いる

20万円を納税

方に手

その手数料の

でしょうか

など 発

あの

かるので 負担を 場へた場へ

求 合 ン

8

つること

50万円-30万円

交付を求めて提供

め書

ら面

で

イ

ボ

ィ

相スる事

消費税と地方消費税を 合わせた税率 (10%) で計算しています。

て、独占 によるインなお、受領 お性 が占 領 ŋ 止 法 上 0)

ボイスの 渡等の 交付 対 価 ح

銭 的ボ 1 負 担ス 0) 交付 K

れだ仕 イン し、入税 金 て e V ま 額 定控 の除 経が 過措 でき 置 ま 係 が せ 設ん け らた

務に該 がつ当 生いし てもイン じ します で、 ボ そ 1 スの の手 交数 付 料

義等

ボ イス 0) 再 発 行

るを交品をか取 義求付な交ら引 交付 など め 0) のン は あ う ち れ い 販 る ての 求相ボ め手 イ てる 義に ŋ 売 方 ス も場 É 時 務応 で 0) 合 がじ せ に あ てイン W 1 る 改 生 行 Ø シ 課 後 じ 事 日ボま 7 税 交付 ず。 再 1 ボ 事 ス 付 交 付 を 商 ス 者 者

なれを求場相 8 合手一義 · 方方で 後 に 後 は 5 た 日 たとき イン イ度 E 務 ン がはボ交ボ ス 1 付 1 あ テ イ ż ス ŋ L を 4 ま ン 0) 7 か ボイ ず。 0) い取 な引 行 仕 で様こスをいの

> よる きな 認 的あて イ よるなど何られる場合など付す、 なが な り交 取 さあり お、 ŧ 引せ義 イン ŧ 記ん務 しても、 す 録 が がが 相条 除 **,** かのに 1 対は、事 さ方 ス 応 情れかれ ことをも 交 手が らる を あるン こと 付 行 書 0) う必に ると 具 L ボ体は

よう غ 7 うな場へしたもの 物 差し支えあ 合は、 は、 0) 付のボ 交付し が 顧 ŋ ゚ませ で客 がを きな なかけ たこ っ取 た らよ

ず う

ラット フォ 1 税

国税庁資料より

役務提供4

ル1い申ずかて電プ日ま告、国は気 フのう 気に事 国は オ 消 プ 日 ま 告 クラットは以後、 費者 役務 1 Ũ 通 供 外 後、た。 納 事 そ し 向 税 業 0) て 0) 利 が ح かけ フ国 を 提 者 事用 行 受す オ っ電 供 外れ 行 で 業 役 う を 1 あ者 気 事が う を 務 7 ムを ・
幸業者が 行るがの 介特通 プ内 か国提リ 定信 う 0 7 介が 事に内供配消 利 プ デ年さ 年さ業係事で そ ラ用 L 信 ジ て 役 9 ッ 等 しい役ト務行夕月 てがら者いのな

【図2】 消費税のプラットフォーム課税

インボイス

ラ

が国ムのア通介 行も 税消 自社が、 ア イ プ 信 うこととさ ý 事 プ 利 税 ij 11 業者であるアプリ の用 0 11 0) 配役 外 対象とならないとき が ます。 配信がプラット からプラ 務 プラ 役 ノラット を受け、 0) n 提供 まし **・ット** 消 0 申 提 費 図 名向 た場 ・フォ 2参 た。 に フ 供 該 オ を 配 当 合、 け 1 照 1 ・フォー す 電 信 4 4 れ税 2 そ を る 気 課ををた

ボ 1 スを交付することに トのムが 定ムな 4

ことで仕 れらイ 事事 できます。 ペ プ課 ŋ フ ・イスを立 オ 業者の ラ税ッの 業者に係るデジタ ま ジの 1 0) A 入税 イン 1 対 の名称 交 「特定プラット 氏名又は フ 特 祝額控除 付 オ 定プラット することに 1 に公表さ は スを保 事 名 を行うこと 玉 業 ル称 税 ١ や、 れ ・フォ 庁 プ ・フォー 存 になり、 ノラッ する が ホ オ そ

役務提供① 役務提供3 **国外事業者** 国内事業者 特定プラット -ム事業者 フォ 国内消費者等

ALIMAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A								
	役務提供①	役務提供②	役務提供③	役務提供④				
改正前	国外事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者				
改正後	特定 プラット フォーム 事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者				

改正前後の消費者向け電気通信利用役務の提供に係る申告納税義務者

役務提供②

〈健康保険制度〉

被扶養者の認定要件変更



上令 - 23 歳未 - 和 7 年 3 定 一要件 満 10 保扶目 度) 関 19 がす歳

厚生今 変更 る以認上 保 プ回は、今年でれました。 発 0 : の変更に 働 4第1号) 7 省 0 ょ 4 り発 和った。 第 7 等に基 11号・ 元せられて年7月 e V , て解 全づき 発力 発知 に

൱

就業 えざるを得 就労しようとする場 3 刻昨実 0 態を生 化 今、 来の 時 万 闩 して 定要件が見 度におい 間 たことを 親 社 や収入を一 未 は会全体 一んでい (満) な 族扶 要 特別控 いという就業調 ても整合性を はない制度設計等に若年層の 踏まえ、 、まし 直されるこ 控 る合にお 定範 除 た。 以扶養者 間 の創 **単囲に抑** 収入 健 て、 設 整 図 康 計のが 1 が

れ具

更内容

となりました。

く。)」は、 50万円 象 0 いうち、 者 19 歳 (被保 以上 年間収入の要件がは、被扶養者の認力 · 未満 」 険 23 歳 者 に引き上 0) 未満 配 偶者 0) 認 げら が 定 を除対 られ 1 代要件

> 注範のい となる特 、て共通 見直 意を要します。 囲 件 従 に限 対 は来 しは19 Ĺ 0 してい って変更され 例 60 -7 を 歳 1 歳以上 1 除 以 3 **蔵以上23歳未満のいましたが、今回** 上 0 8 一または障害 0 万 たことに 闩 1未満 怪害者の

ます。 体 1 5 0 変更 的 には次 後の認定要件の 方円 0) .未満」 ように 0) 取り 要 取 件 扱 扱 は わ

定対象者 」と表記) 以上23 世帯の場 (以下 歳未満であ が被保 「認定対 体険者と á 象認

(1)

(1) つ、 $\frac{1}{5}$ とされます。 して被扶養者に該当するも 分 0) の1未満の場合は、被保険者の年間収50万円未満であっ 定 対象者の 年 間 収入の 9 て、 収 入 لح 2 かが 0

2 は年でので 、間あ年あ 年間 1 って、 の条件に っても、 収入 を上 世 帯 か が 1 5 0 三の生計・ つ、 当 に該当し |該認: 定な 保 万円 0) 11 状場険 対い 況合者未 素場 にの満者合

> えあ 該 め心者 当するもの 5 的が りません。 れ 役そ るときは、 割 0 を帯帯 ポたして この生計が として 被扶 差し い維 養者 はおり 支

額より少ない場合には、原則被保険者からの援助に依る収50万円未満であって、か認定対象者の年間収入が、 されます。 して被扶養者に該当するも (2) 0万円未満であって、かつ、認定対象者の年間収入が、1│一世帯に属していない場合│認定対象者が被保険者と同 ら 原 則 と に る 収 入 場合同 1

となり、 態と著しくかけ離れたもの養者の認定を行うことが実前記1)および2)により被扶 および(2)に 欠くこととなると かつ、 社会通念上

妥当と認められる認定を行その具体的事情に照らしる場合ととな 0 とされます。 行うも い L に 最 ょ b

(4)

の遡 11 1 $\hat{\mathbb{H}}$ て行うも 通 ロ)後の被扶養者の認 る被扶養者の認 前記1)から(3)の た 申 が つ 9 て、 する 0) ては従 とされ 場周日 込養者の ます。 7認定につ17年10月 より 適 用 .. (日前に 1 (1)

関被 万 場係扶養 間者満 に問題が生じていの認定をめぐって、

行うものとされます。 の意見を聴き適宜必要な指導を する てにより保険者 事 局保险 険のり又 三管 の所在 被囚 せい 日課長が で保険者 関係保険 は 関係者の 関係者の 動務

四 認定に関するQ& Α

をお伝えします。 昭定要件見直しと関連する事項 記定要件見直しと関連する事項 を基に、関する Q&A 一前 係 19 記 係る認定に関語歳以上23歳よ 関する Q&A 感未満の被扶養 がせて発せられ)を基に、 項

11 なぜ19歳以上23歳未満るのですか。また、なぜ配偶るのですか。また、なぜ配偶るのですか。また、なぜ配偶るのですか。また、なぜ配偶るのですか。 1 今回の変更の対象とならないのですか。 21 今回の見直しは、令和ないのですか。 41 今回の見直しは、令和な以上23歳未満の親族等を対象とする特定扶養控除の見た。 な者るい

たことを受 受控別を見る

> で者度合す。と 定おを 要け図れ るるら が同たの 見年め税 直齢 制 <u>ځ</u> 層健措 れの康置 た被保と も扶険の の養制整

は「配偶者特別控除」の適は「配偶者特別控除」の適は「配偶者特別控除」の適 には含まれていません。 には含まれていません。 には含まれていません。 には含まれていません。 なお、配偶者とは、届出 していないが、事実上婚姻 していないが、事実上婚姻 定 す 扶配 偶 は、 除 0) 所 対 象とは 税 法 の健の適 上 対康適ま なら特

る者を含 居出を

A Q と A のい2 す。 $\frac{\lambda_{\circ}}{\circ}$ 7 判 では 2 判定することとされていまり、 一次 はないのですか。 と同様に、学生であるこいと同様に、学生であるこいませの要件は求められていませいませいがある。

現 0 在同3時歳 3 所得税法満)にのおおいる。年齢要性の の様 年に、所 そ 判の法すつ件 定年上るい のののて19 12取では歳月扱す、以 31 いかい上 日と°つ23 日と

> がええた るる $\overline{1}$ 年年っ 5にか 0 おら 万け2219 円る歳歳 未年のの 満間誕誕 収生生 とな 一日を一日を り件迎迎

| 大年齢の判定方法の | 大年齢の判定方法の | 大年齢の判定方法の | 大年の | 大年の | 大年間 | 大年の | 大年齢の判定方法の | 大年齢は近いと同様、 | 大年齢に対している。 | 大年齢の判定と

本お、健康保険法等における取扱いと同様、民法の期間る取扱いと同様、民法の期間において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月日が1月1日である者は12月日が1月1日である者は1月日において年齢が加算される点に留意してください。 みん 年間収入が150万円 未満かどうかの判定は、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間収入が150万円 こととなるのですか。 こととなるのですか。

未満かど、 ・未満かど、 ・未満かど、 ・未満かど、 た同 のどう ることとな 判 入 0 定 考え方 は、 ŋ

> **Q** 込 込か又の ら、将過去 ま 将去具 す今来の体 後の収的 1収入に は、 年入、間の現 の見時認 の収入を見足込みなど時点の収入を見るの収入

A の 5 取え、 取 扱 いに変更はありませ状養者の削除の届出に変更はありますか。 い養者で 扱 11 を 踏 ま

(参考)

その結果、被扶養者の要と満たさなくなった場合、①認定時には、要により被扶養者の要件を満たさなくなった時点以で被扶養者を削除する届出で被扶養者を削除する届出で被扶養者を削除する場の要には、要 (疵)が 係 なくとも 扶 被 る確 認を の者 認め 当初から 行うこと 定削 1 口 て 5 被保 被誤出以要満事誤判要扶りを降件た情り明件 が接着 11

ナッジとダークパターン

ウェブサイトでよく見かける巧妙なデザイン「ダークパターン」は、不要な商品の購入やサブスクリプション(定額課金)サービスへの加入など、本来は望まない選択を強いられてしまう手法です。

一方、「ナッジ」は望ましい行動を促すことです。身近な例としては、レジ前の床に貼られた足跡表示があるステッカーや、トイレに「いつも綺麗に使っていただきありがとうございます」と張り紙するなど、「経済的なインセンティブや行動を強制せず行動変容を促す戦略・手法」であるナッジ理論として知られています。

つまり、ナッジとダークパターンはいずれもデザインの持つ力を利用したものですが、利用者に不利益が生じるかどうかで区別されます。

OECD(経済協力開発機構)は、ダークパターンを7種類に分類しています。例えば、

ユーザー登録や個人情報の開示を強要する 「強制型」や、知らぬ間に契約させ解約方 法をわかりにくく煩雑にする「妨害型」、「今 だけ」など割引終了を演出し購入を急かす 「緊急型」、サイト内に広告を紛れ込ませる 「誘導型」があり被害が増えています。

世界的に問題となっているダークパターンに対して、欧米では法整備が進められています。欧州連合(EU)ではデジタルサービス法(DSA)などでダークパターンを禁止。米国は米連邦取引委員会(FTC)法5条で不当・欺瞞的な取引を幅広く禁じているほか、2024年にサブスクを簡単に解約できるよう企業に義務付けています。

しかし日本では、一部は景品表示法や特定商取引法の規制対象になりますが、包括的な規制はできていません。企業側による自主規制のみでは、ダークパターン対策を講じる企業が不利益を被ることになるため、法整備やガイドラインの整備など官民一体の取り組みが必要です。

相手の口調に合わせてみよう

や高さ、間の取ために有効な方 コミュニケーションスキ これは「ペーシングくなることはありませ ・ゞることはありませんかっ、相手の気持ちに共感しや相手の口訓;~ で、 なコミュニケーション 相手の 取り 方法です。 警戒心を緩 方、 方などを合わ グ 声 大きされ をとる ルとのい め、 ゃ 円 う

体感を生み出

できます。まず、大切なのは先ことを知らなくてもすぐに実践 などさまざまな場 ることが重要です。 の地 相手との! ことです。 入観を捨て会話 ためには日 ょ 部 ſΙ 下育成、 信頼関係をより 重要です。ペーシンだは相手の状態をよく同 意識 が形 碱して使うことで、誠まをリードしない 営業、 成され るで、 採用 相手の接 グ見そ

宝くじの使い道

今年も期待を込める「年末ジャンボ宝くじ」の季節がやってきました。1枚300円という比較的安価な金額で、一時的にでも大金を手に入れる夢をみられる、この夢を買う感覚が大きな楽しみの一つです。

宝くじの売上はどう使われているのでしょう。「宝くじ公式サイト」によると令和5年度販売実績額は8,088億円に上り、当選金として支払われる分が46.7%と最も多いです。高額当せん者の紹介を見ると10年以上買い続けた人が7割で、年齢層は60代以上が目立ちます。

当選金を除いた主な使い道は、全国都道府県及び20指定都市へ納められ、高齢化・少子化対策、防災、公園設備事業など公共的な事業に使われます。歴史的にみても、戦後や阪神淡路大震災など災害からの復興のための資金として役立てられてきました。もし外れても、間接的に社会貢献に繋がる側面があることも満足度を高めてくれます。